

令和3年 第7回
喜茂別町農業委員会総会 議事録

(令和3年11月9日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月9日（火曜日）午後5時30分 開会
午後6時15分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（7人）

会 長	9番	内 尾 勝 稔
職務代理人	1番	前 田 昌 明
委 員	2番	行 天 雄 也
	3番	渡 辺 雄 一
	4番	越 後 功
	5番	笠 井 孝 一
	8番	辻 野 始

4. 欠席委員（2人）

6番	菊 地 光 男
7番	齊 藤 信 一

5. 議事日程

第1	会期の決定
第2	会議録署名委員の指名
第3 報告第1号	農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査の報告について
第3 議案第1号	農地法第2条第1項の規定による農地判定について
第4 議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
第5 議案第3号	喜茂別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大 元 真
係 長	大 迫 尚 樹
主 事	平 手 大 貴
主 事	前 田 修 平

7. 会議の概要

・午後5時30分 開会

議長 (内尾会長)	<p>定刻となりましたので、これより、令和3年第7回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日、6番菊地光男委員、7番齊藤信一委員におかれましては、所要により欠席との連絡を受けております。よって、本日の出席委員は9名中7名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告します。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において、渡辺雄一委員、辻野始委員の両委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3 報告第1号「農地法第30条第1項の規定による農地利用の状況調査の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●報告第1号 農地法第30条第1項の規定による農地利用の状況調査の報告について</p> <p>報告第1号「農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査の報告について」でご説明申し上げます。</p> <p>農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにつきましては、8月31日に各委員に調査ファイルを配付し、それぞれ実施いただいたところです。実施いただきました結果をもとに、報告第1号別紙のとおり取りまとめましたので参照ください。</p> <p>(別紙により説明)</p> <p>本調査の結果を基に緑判定、黄判定とした農地につきましては、所有者に対する利用意向調査を行い、これからの農地の活用方法について確認を行います。</p> <p>また、B判定とした農地、荒廃農地につきましては、このあとの議案第1号で提案し、農地、非農地の判断をしていただきます。</p> <p>非農地と判断した農地については、土地所有者に対して非農地通知を送付するとともに、法務局等には非農地通知一覧表を送付します。農地と判断したところについては、緑判定、黄判定農地と同様に利用意向調査を実施することとします。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ異議なしと認め、報告第1号は議案のとおり承認することといたします。</p> <p>日程第4 議案第1号「農地法第2条第1項の規定による農地判定について」を議題といたします。</p>

事務局より説明願います。

事務局

●議案第1号 農地法第2条第1項の規定による農地判定について
議案第1号「農地法第2条第1項の規定による農地判定について」ご説明いたします。
本件につきましては、農地法の運用について第4(1)に基づく農地に該当するかどうかについて、農業委員会として判断が求められますので、提出するものです。
議案第1号別紙をご覧ください。
(別紙により説明)
今回の調査の結果では、現況はいずれも原野化しており、農地に復元するための条件整備は著しく困難と思われることから、事務局としてはいずれも非農地とすることが適当であると判断し提案するものです。
以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

事務局から説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何か質問はございませんか。
【挙手あり】
4番越後委員。

越後委員

参考資料の写真の範囲でしかわからないので判断しにくいところもありますが、N○. ■の字 ■とN○. ■の ■は木も生えていて理解できるが、 ■や ■は畑のように見えるが。

議長

各委員が農地判定をしてこの結果を出しているということですが、事務局として説明はありますか。

事務局

■の農地につきましては、写真ではわかりづらいですが草の背丈が非常に高く木も生えているところもあり再生するには困難という判断です。N○. ■につきましては、道路沿いから外れて飛び地になっていることや、所有者からも農地として活用することが困難であるという相談もありまして、委員とパトロールした結果、そういったことも鑑みて地区担当委員の非農地判定という結果にしました。

議長

地区担当委員の笠井委員から補足ございましたらお願いします。

笠井委員

一概に木が生えているから非農地にするとか、見た目でもまだ再生できるから農地になるとかということだけではなく、持ち主本人の意向も取り入れなければダメかなと感じました。見た目が可能であっても本人がもう耕作できない、引き受け手もないという状況であれば非農地にするということも必要と感じました。

議長

そのようなことでB判定としたということですが、越後委員いかがですか。

越後委員

写真だけの判断となるため、石の具合もわからないので、担当委員が確認して判断されたということなのでそれに従って決定して問題ないです。

議 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ異議なしと認め、議案第 1 号は議案のとおり承認することといたします。</p> <p>日程第 5 議案第 2 号「農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第 2 号、農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてご説明いたします。</p> <p>農地等の貸借権を合意解約した旨の通知書の提出があったので、通知の可否についてお諮りするものです。</p> <p>議案第 2 号別紙をご参照ください。</p> <p>(別紙により説明)</p> <p>以上で、議案第 2 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何か質問はございませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ異議なしと認め、議案第 2 号は議案のとおり承認することといたします。</p> <p>日程第 6 議案第 3 号「喜茂別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第 3 号 喜茂別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて</p> <p>議案第 3 号、喜茂別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてご説明いたします。</p> <p>本案件は、喜茂別町が作成した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案について、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条により、この構想の一部改正については農業委員会、農業協同組合の意見を聞かなければならないと定められているため、それに基づきまして農業委員会に意見を求められたものです。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>以上の内容について、喜茂別町長から意見を求められましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で、議案第 3 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何か質問はございませんか。</p> <p>【挙手あり】</p> <p>2 番 行天委員。</p>

行天委員

2 ページの目標とする所得水準及び労働時間について、目標年間農業所得 500 万円、目標年間労働時間 1,700 から 2,000 時間程度となっていますが、この数値の算出された根拠について、喜茂別町の農業体系から出されたのか、全国的な平均値から出されたのかなど教えていただきたいです。

事務局

所得水準及び労働時間について、北海道で積算しておりまして、所得基準につきましては道内の労働者の所得平均を基に算出しておりまして、道内の労働者の平均所得は 496 万円となっております。これを基にしまして北海道の基本方針もおおむね 500 万円と定められていることから本町も 500 万円にいたしました。ただ、北海道の基本方針の 500 万円から喜茂別町が別な値を設定するとなると町独自で計算をしなければならないため、そこまでの把握が困難であることから北海道の基本方針にならって 500 万円としたところです。労働時間につきましても北海道の調査結果によるもので、これまでですと 1,800 時間から 2,000 時間だったのですが、労働時間の短縮されており、これは農業に限ったものではないが計算結果がこのようになったので同じように設定したところです。

行天委員

喜茂別町で農業をやった場合に、年間どのくらい働いていてどのくらいの収入を上げているかというのを出していった方が、これから喜茂別町で農業をやる魅力があるかどうかというところにつながっていくのではないかと思います。

事務局

個人情報も絡むのでなかなか難しいところはあると思います。
所得水準を求めたものが 6 ページからの営農類型、作目ごとの作付面積で進めると所得水準が達成されるということでこの営農類型が定められております。作成に当たっては J A とも話をしながら進めたところです。

行天委員

3 ページの (4) イ 農業経営の法人化、集落営農の組織化の推進で農業法人数を令和 12 年度までに 5 件から 8 件に 3 件増やすとなっていますが、農業の法人化に関して過去に推進したり目標を達成するために何か動きがあったのか、何となく時代の流れで増えていったのか、この目標を達成するために計画されている法人化の講習会などを開催する考えなどはあるのか知りたいです。

事務局

町の政策的なものになるため正確な答えは難しいが、経過とすると積極的に法人化を推進したということはありません。地域で集まって法人化になった例は町もお手伝いはしたが積極的な推進はしていません。今後につきましては担い手不足、後継者不足もありますので、家族経営が難しくなっていくのであれば集合体をつくっていくのも方法のひとつは考えていますが、政策的なところですので今後検討ということになります。

議 長

よろしいでしょうか。
ほかにありませんか。
【なしの声あり】
質問等がなければ、異議なしと認め、議案第 3 号は議案のとおり承認することといたします。

これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和3年第7回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後6時15分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものであるが、内容に正確であることを証する。

令和3年第7回喜茂別町農業委員会総会

令和 3年11月 9日

喜茂別町農業委員会

会 長 内 尾 勝 稔 (印)

会議録署名委員 渡 辺 雄 一 (印)

会議録署名委員 辻 野 始 (印)